京丹後市有機農業実施計画

１．市区町村

京丹後市

２．計画対象期間

令和7年度～令和11年度

３．対象市区町村における有機農業の現状と５年後に目指す目標

ア　有機農業の現状

京丹後市は、京都府の最北端、京都市から直線距離で約 90km に位置し、東西に約 35km、南北に約 30km、面積 501.44 ㎢の広がりをもっている。

山地には「緑のダム」とも呼ばれる北近畿最大級のブナ林を形成し、300 種類以上の薬草が自生する「薬草の宝庫」としても知られるなど緑豊かな風景が広がり、標高 400～600mの山々から流れる竹野川などの流域には盆地が形成され、日本海に面する海岸線は「ユネスコ世界ジオパーク」に認定され、沿岸部は山陰海岸国立公園と丹後天橋立大江山国立公園に指定されている。このように地形的、気候的に非常に変化に富んだ特徴を有する本市では、全域において府内最大規模の多様な農業が行われている。

耕地別に見ると、水田約 3,438ha（※R6 年度水稲共済細目書）では水稲を中心として豆類や京野菜などが栽培され、国営開発農地 512ha ではお茶や加工契約野菜等の園芸作物が栽培されている。

本市における有機農業推進の状況は、平成 23 年 6 月に「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」を策定し、有機農業をはじめとした持続可能な農業を推進しており、さらに令和 4 年 8 月には「京丹後市みどりの農産物認定委員会」を設置し、環境に配慮した人・生物・自然にやさしい農業と農産物のブランド化をより一層推進しているところである。

本市で取り組まれている有機農業面積は 55.1ha であり、うち水稲が 21.6ha、野菜類は 33.5ha である（※令和 6 度環境保全型農業直接支払交付金取組実績等）。

イ　５年後に目指す目標

（１）有機農業取組面積の拡大

令和 6 年度：55.1ha → 令和 11 年度：60.1ha

※環境保全型農業直接支払交付金取組実績及び水稲共済細目書

（２）有機農業取組者数の増加

令和 6 年度：21 人 → 令和 11 年度：26 人

※環境保全型農業直接支払交付金取組実績及び水稲共済細目書

（３）学校給食での有機米提供日数

令和 6 年度：5 日間（1 週間） → 令和 11 年度：30 日間（6 週間）

４．取組内容

ア　有機農業の生産段階の推進の取組

（１）栽培技術の確立と普及促進

慣行農法からの転換や新規就農など、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、京都府の試験研究機関等と連携し、栽培技術や経営力向上に向けた研修会等の開催、収量確保策や除草技術の実証を行う。

また、農業者同士の交流の機会を設けることで個々に実践する栽培技術の共有化を進め、生産者レベルでも有機農業の裾野を広げる。

（２）生産拡大に向けた環境整備

道路や海岸の管理作業で発生する刈り草や海藻、旅館・飲食店で発生するカキ・カニ殻の食品残渣等、市内に豊富に存在する地域資源を活用し、化学肥料削減に向けた堆肥の生産・供給体制を構築するための実証実験を行う。

また、環境保全型農業直接支払交付金や国・府の機械補助事業を活用し、有機農業者の生産コストと労力を軽減する。

さらに、コウノトリの巣塔建設、水田魚道やビオトープの整備等により豊かな田園・里山の環境を整備し、生物多様性の一つの象徴であるコウノトリが住める地域と生活環境に適した農業生産基盤の整備を推進する。

イ　有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

（１）有機農業の情報発信

環境負荷を低減した有機農業に対する消費者の意識醸成、有機農産物の再生産可能な価格確保と消費活動を促すため、市のあらゆる広報媒体で情報発信を行う。

また、講演会や京丹後市市民大学での有機農業講座、水田における生き物調査や農業体験ツアー、有機農産物の料理教室を実施し、生産者と消費者双方の理解促進を図る。

（２）学校給食での有機食材の提供と食育推進

学校給食における毎月1週間の「食育週間」での特別栽培米提供に加え、有機栽培米を提供するほか、月に一度の「たんご食の日」や11月の「まるごと京丹後食育の日」を中心に提供可能な時期・品目から徐々に有機農産物の使用量を増やしていく。

この取組にあわせ、食育の一環として、農業者、農業関係団体、行政が一体となって出前講座等を開催し、環境負荷を低減した地元産有機農産物に対する児童生徒の意識の醸成を図る。

（３）地産地消の活動を支援

市内飲食店、旅館、公共機関、病院、老人福祉施設で地元産有機農産物を提供いただき、地産地消と地域農業の支援を推進する。

（４）販売促進

「京丹後市みどりの農産物認定委員会」が創設する本市独自のブランド認定制度を活用し、当該委員会との協働により有機農産物のPR及び販路拡大を行う。

消費者が有機農産物を手に取りやすくなるよう、取扱店舗やイベント等の販売情報の発信を強化するとともに、実需者の協力により取扱店舗等の拡大を図るほか、地域商社と連携し新たな販路の拡大や規格外品の加工商品等での有効活用、域内外流通の活用などにより販売を促進する。

５．取組の推進体制

ア　実施体制図

別紙のとおり

イ　関係者の役割

（１）行政機関（京丹後市・京都府）

有機農業実施計画の実施に必要な事務、支援

（２）京丹後市みどりの農産物認定委員会

京丹後市独自認定制度の運用、有機農産物のブランド化、有機農業実施計画の検討

（３）生産者

有機農業の実践、PR、生産者交流による栽培技術共有

（４）消費者

有機農産物の消費拡大

（５）ＪＡ京都・農産物直売所・卸業者・京丹後市地域商社・生産者※再掲

有機農業者の育成支援、販路拡大、流通

６．資金計画

別紙のとおり

７．本事業以外の関連事業の概要

８．みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

京都府と共同で基本計画を作成し、計画に沿って推進を行う。

９．その他（達成状況の評価、取組の周知等）

有機農業実施計画の進捗状況の共有を図るため、京丹後市みどりの農産物認定委員会を年1回以上開催する。

実施体制図

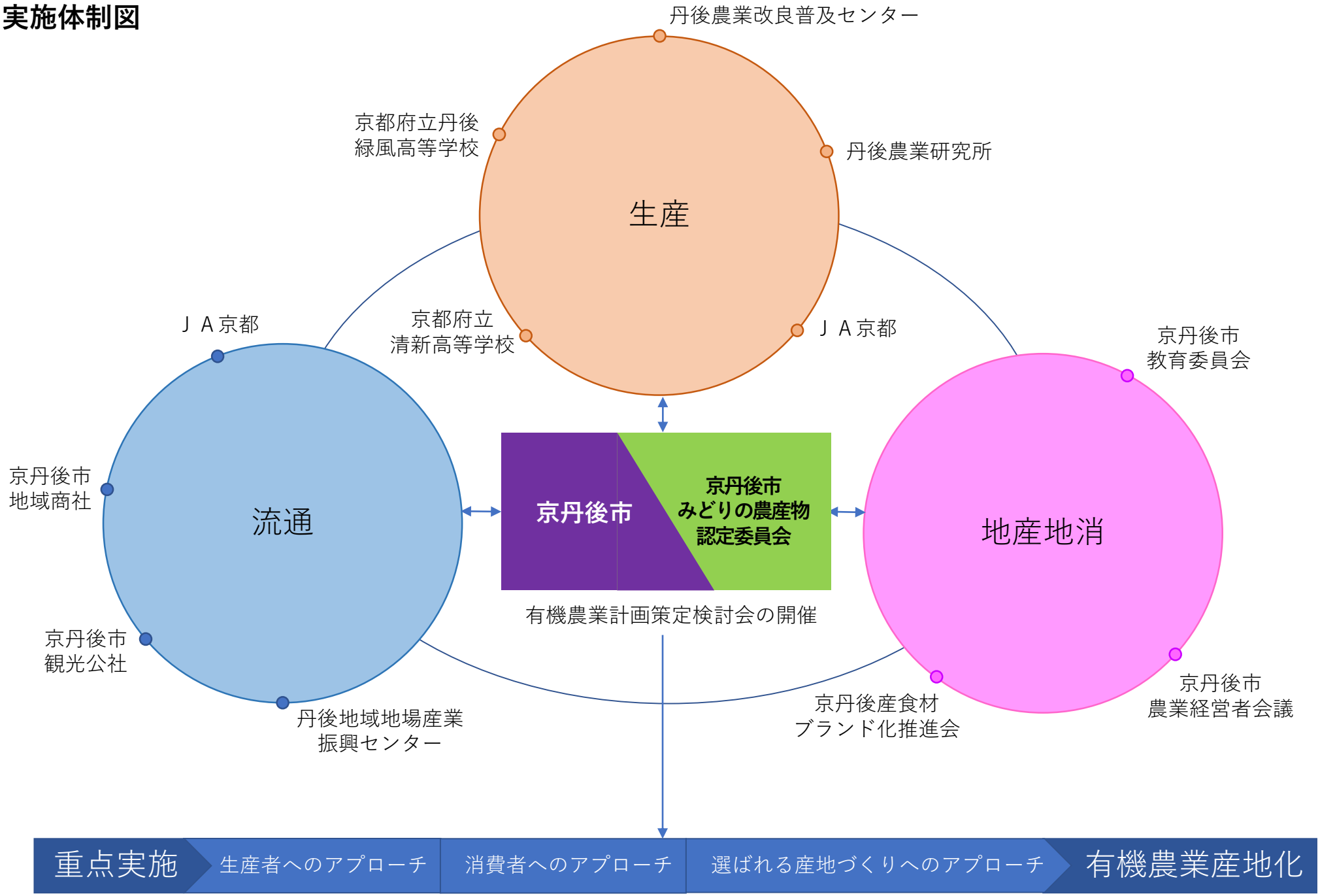
丹後農業改良普及センター
京都府立丹後
緑風高等学校
丹後農業研究所
生産
京都府立
清新高等学校
ＪＡ京都
ＪＡ京都
京丹後市
教育委員会
京丹後市
地域商社
流通
京丹後市
みどりの農産物
認定委員会
京丹後市
地産地消
有機農業計画策定検討会の開催
京丹後市
観光公社
丹後地域地場産業
振興センター
京丹後産食材
ブランド化推進会
京丹後市
農業経営者会議
重点実施
生産者へのアプローチ
消費者へのアプローチ
選ばれる産地づくりへのアプローチ
有機農業産地化

６ 資金計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区分	**1. 生産段階** 2,900 千円 （内訳） ・栽培技術の確立 300 千円 ・有機農業者の普及 1,200 千円 ・生産体制の構築 1,400 千円	**1. 生産段階** 2,350 千円 （内訳） ・栽培技術の確立 300 千円 ・有機農業者の普及 650 千円 ・生産体制の構築 1,400 千円	**1. 生産段階** 2,350 千円 （内訳） ・栽培技術の確立 300 千円 ・有機農業者の普及 650 千円 ・生産体制の構築 1,400 千円	**1. 生産段階** 2,350 千円 （内訳） ・栽培技術の確立 300 千円 ・有機農業者の普及 650 千円 ・生産体制の構築 1,400 千円	**1. 生産段階** 2,350 千円 （内訳） ・栽培技術の確立 300 千円 ・有機農業者の普及 650 千円 ・生産体制の構築 1,400 千円
	2. 流通、加工、消費等 2,750 千円 （内訳） ・有機米の学校給食提供 2,600 千円 ・流通・加工の体制構築 150 千円	**2. 流通、加工、消費等** 4,050 千円 （内訳） ・有機米の学校給食提供 3,900 千円 ・流通・加工の体制構築 150 千円	**2. 流通、加工、消費等** 5,350 千円 （内訳） ・有機米の学校給食提供 5,200 千円 ・流通・加工の体制構築 150 千円	**2. 流通、加工、消費等** 6,650 千円 （内訳） ・有機米の学校給食提供 6,500 千円 ・流通・加工の体制構築 150 千円	**2. 流通、加工、消費等** 7,950 千円 （内訳） ・有機米の学校給食提供 7,800 千円 ・流通・加工の体制構築 150 千円

3の取組内容に対応した年度ごとに記載してください